

## 仕 様 書

### 第 1 件名

令和 4 年度定期下請事業者調査に係るウェブアンケート業務委託

### 第 2 業務の内容

公正取引委員会において、下請法に基づく下請事業者に対し、下請取引に関するアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）を実施するものである。アンケート調査は、調査対象者が専用のウェブサイト（以下「専用ウェブサイト」という。）にアクセスして回答する方式とし、以下の一連の作業を委託するものである。

#### 1 アンケート調査の実施概要（予定）

実施予定期間 令和 4 年 11 月 1 日（火）から同年 11 月 30 日（水）

調査対象者数：300,000 名程度（回答件数は 120,000 件程度を想定）

#### 2 ウェブアンケート画面等の設計

- (1) 受注者は、下請事業者調査用の専用のウェブサイトを設置すること。受注者は、T L S（S S L）機能を用いて当該専用ウェブサイトを暗号化すること。この際、受注者側において T L S（S S L）の証明書を取得すること。受注者は、公正取引委員会が作成したウェブアンケートの設問の内容を改変しない形で、ウェブアンケート画面を設計すること。この際、調査対象者がウェブアンケートの回答要領、留意事項及び注意点を認識できるように配慮すること。

なお、設問内容及び回答要領等の詳細については、別途、公正取引委員会から提示する。回答要領等は、ウェブアンケート実施期間中に一部更新する場合がある。

- (2) 受注者は、ウェブアンケートの URL 及び URL にアクセスできる二次元コード 1 つを速やかに作成すること。
- (3) 受注者は、第三者のアクセスを防止するための措置（ID（英数 13 桁）、パスワード（英数 8 文字以上））を講じること。また、ID 及びパスワードについては、公正取引委員会から公正取引委員会確認用並びに調査対象者数分（約 30 万件分）を発行するので、それを登録できること。
- (4) 受注者は、ウェブアンケートについて次のとおりの仕様とすること。
  - ア ウェブアンケート画面については、P C での回答のほかスマートフォンでの回答も行えるようにスマートフォン回答用の画面も設計すること。
  - イ 設問は全体で約 15 問とし、回答は選択式と記述式とする。なお、設問の最後に自由記載欄を設けること。
  - ウ 調査対象者が全ての回答を終えてその内容を送信した後は、回答済みであることを明示すること。
  - エ 回答期限内であれば、回答を送信した後であっても回答内容等を修正できること。
  - オ 調査対象者が全ての回答を終えてその内容を送信する前段階において、調査対象者が

設問及び回答内容を確認できること。また、修正が必要な回答があった場合は、当該設問に戻って回答内容等を修正できるようにすること。

カ ウェブアンケート実施期間中、公正取引委員会が調査対象者の回答件数及び回答内容等を一覧表等で確認できるようにすること。

キ 調査対象者がログインした際に、調査対象者の会社概要など一部の情報については自動表示できること。また、自動表示された内容を調査対象者が修正して回答できること。

- (5) 受注者は、ウェブアンケート画面のほか、調査対象者の回答状況を確認できるもの（イメージ）、成果物（イメージ）について、ウェブアンケート実施前にあらかじめ公正取引委員会の確認を受けること。
- (6) 受注者は、ウェブアンケート画面について、公正取引委員会が指示・指摘した修正事項は、必ず反映すること。
- (7) 受注者は、前記(6)の確認、必要に応じた修正、確認テスト等を経て、調査実施期間の1週間前までにウェブアンケート画面の設計を完了させること。
- (8) 受注者は、アンケートへのアクセスログを記録し、公正取引委員会が求めた場合には提出すること。

### 3 ウェブアンケート実施期間における技術的対応及び操作マニュアルの作成等

- (1) 受注者は、ウェブアンケート実施期間中、調査対象者が専用ウェブサイトアクセスすることができない若しくは正常に回答することができないなどの不測の事態が生じた場合には、直ちに対応すること。また、公正取引委員会及び当委員会が当該アンケート実施にあたりコールセンター業務を委託する事業者から問い合わせがあった場合には、その回答・対応を行うこと。
- (2) 受注者は、調査対象者向けの操作マニュアル及びFAQを作成すること。操作マニュアルは、その内容・分量によって詳細版と簡易版を作成することとする。また、ウェブアンケート実施期間中、必要に応じてアップデートを行うこと。当該マニュアル等は、掲載前に公正取引委員会の確認を受け、修正事項があれば反映させること。

### 4 納入

- (1) 受注者は、アンケート調査期間中、毎週金曜日に回収状況のリストを作成し、電子メールにより提出すること。また、調査実施期間終了後にウェブアンケート結果のローデータを、あらかじめ公正取引委員会が作成した様式（マイクロソフト社Excel）に落とし込んだ上で、電子メールにより提出すること（容量が大きい場合には、電子記録媒体（CD-R等）に記録し、下記納入場所に納品すること。）。
- (2) 受注者は、納入後、納入物の不備等について公正取引委員会の指摘を受けた場合は、速やかに修正等に応じること。

【納入場所】

〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟12階

公正取引委員会事務総局取引部下請取引調査室

【納入期限】

令和4年12月23日（金）

第3 受注者が講ずべき措置等

1 秘密の保護・情報の適正管理

- (1) 本件業務を履行する過程において取得した情報を本件業務以外の目的に使用してはならず、いかなる理由があっても他に漏らすこと、第三者への複製、貸与及び提供を禁止する。
- (2) 本件業務を遂行する前に、作業に使用する機器がウイルスに感染していないか、Winny、Share等のファイル交換ソフトがインストールされていないか等の情報漏えいの危険性について必ず確認すること。ウイルスの感染やファイル交換ソフトがインストールされていることが判明した際には、当該機器を使用しないこと。
- (3) 悪意ある第三者による設問内容（注意点の記載を含む。）の改ざん、回答データの流出を防止するために必要な措置を必ず講じること。
- (4) 本件業務において制作・記録・保存した中間データ及び成果物の電子データについて、本件業務完了後、速やかに当該ファイルを削除するのみではなく、削除した電子データがいかなる方法によっても復元されることのないように、論理的消去等による当該電子データの完全な消去を行い、本件業務完了後は当該データを保存・蓄積しないこと。電子データを消去する際には公正取引委員会の承認を受けるとし、一切の電子データを削除したことを確認した上で、その旨を記した書面を令和5年1月20日（金）までに公正取引委員会に提出すること。

2 その他

- (1) 公正取引委員会が必要と認めた場合、公正取引委員会の担当者が業務の実施場所に赴き、本業務の実施体制や作業の正確性、情報の管理状況等を確認するものとする。
- (2) 本仕様書に定められた方法以外の方法を採用している事実や作業ミス等が認められた場合は、直ちに公正取引委員会に報告するとともに、公正取引委員会の指示に従い、速やかに是正すること。  
公正取引委員会は必要に応じて本業務の進捗状況について説明を求めるものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度公正取引委員会と協議の上で決定し、又は公正取引委員会の指示に従うものとする。
- (4) 本業務に係る業務の円滑な遂行を実現するため、作業遂行上の問題や課題等の早期発見に努め、主体的かつ迅速にその解決に取り組むこと。

- (5) 本業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせることは認めない。
- (6) 見積書の提出をもって別添1「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとする。
- (7) 本件業務を受注した者は、受注後速やかに別添2「情報の保護に関する誓約書」を提出すること。

#### 第4 見積り合わせ手続

##### 1 見積書等の提出

###### (1) 提出期限

令和4年7月19日（火）正午

###### (2) 提出場所

〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟14階

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

FAX：03-3581-2951

E-mail：[open-counter@jftc.go.jp](mailto:open-counter@jftc.go.jp)

###### (3) 提出方法

電子メール、FAX、郵送又は持参

###### (4) 提出書類

ア 見積書（消費税込みの総額を明示。社印・代表者印の省略可）

イ 令和04・05・06年度における資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

ウ ISMS適合制度（情報セキュリティマネジメントシステム）又はプライバシーマーク制度の認証取得の証明書の写し

エ 直近3年間において官公庁が発注する同様の業務を複数回行った実績を有することを証する資料（様式自由。ただし、発注官公庁、業務の履行期間、業務の内容・規模等を具体的に明示し、本件と同様の業務であることが分かる内容であること。）

##### 2 見積り合わせの結果の通知

見積り合わせの結果（契約の相手方、契約金額）は、契約の相手方に決定した者にのみ個別に通知するほか、以下の公正取引委員会ウェブサイトに掲示する。

【公正取引委員会ウェブサイト（調達情報）】

<https://www.jftc.go.jp/soshiki/tyoutatsu/opkouhyou/index.html>

#### 第5 問い合わせ先

##### 1 仕様関係

公正取引委員会事務総局取引部下請取引調査室

電話：03-3581-1428 担当：矢澤

##### 2 見積り合わせ手続関係

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

電話：03-3581-5474

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体。以下同じ。）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、公正取引委員会の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

## 記

1 次のいずれにも該当しません。また、本契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為を行う者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて公正取引委員会の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が暴力団関係者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、公正取引委員会に報告いたします。

## 情報の保護に関する誓約書

当社（以下「乙」という。）は、公正取引委員会（以下「甲」という。）が発注する「令和4年度定期下請事業者調査に係るウェブアンケート業務委託」の実施に際して、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供された情報その他知り得た情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第2項に規定される「個人情報」を含む。以下「情報」という。）を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。
- 2 乙は、本契約に係る業務の実施における情報セキュリティ確保のための実施内容及び管理体制を整備し、その旨を甲の求めに応じて書面で報告すること。
- 3 乙は、本契約に係る業務の実施に当たり、乙若しくはその従業員、再委託先、又は他の者による意図せざる変更が加えられないための管理体制を整備し、その旨を甲の求めに応じて書面で報告すること。
- 4 乙は、乙の資本関係・役員等の情報、本契約に係る業務の実施場所、業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を、甲の求めに応じて書面で報告すること。
- 5 乙は、本契約に係る業務に携わる者の特定及び当該業務に携わる者が実施する具体的な情報セキュリティ対策の内容を含む情報セキュリティ対策の遵守方法、情報セキュリティ管理体制等に関する事項を、甲の求めに応じて書面で報告すること。また、変更があった場合には、甲の求めに応じて速やかに書面で報告すること。
- 6 乙は、甲と合意した、情報の受渡し方法や本契約に係る業務終了時の情報の廃棄方法等を含む情報取扱手順に基づき情報を取り扱うこと。
- 7 乙は、本件業務の全部又は一部を第三者（子会社を含む。）に委託し又は請け負わせることはできないこと。
- 8 乙は、情報を複製する場合、あらかじめ、書面により甲の承認を受けること。
- 9 乙は、情報の管理につき、定期的に検査を行うこと。また、甲は、必要と認めた場合は、乙の管理体制、実施体制、個人情報の管理状況等について、乙に対し質問し若しくは資料の提供を求め、又は甲の職員に乙の事業所等の関係場所に立入調査をさせることができること。

- 10 乙は、業務完了後は、甲の指示に従い、確実に、情報を返却し、又は抹消し、その旨を書面で報告すること。
- 11 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供、貸与等された情報その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他者に漏えいしないこと。
- 12 乙は、情報の漏えい等の防止のため、適切な措置を採ることとし、情報の漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要に応じて措置を講じること。
- 13 甲は、乙が正当な理由無くこの契約の全部又は一部を履行しない場合、この契約の全部又は一部を解除することができること。
- 14 乙は自己の従業員及び本件業務の遂行に関与する者についても、上記1から12までの事項の遵守を徹底させること。

令和 年 月 日

所在地  
事業者名  
代表者名  
担当者名  
担当者連絡先

(参考：業務の流れ)

作業項目	時期	公正取引委員会の作業	受注者の作業
画面の設計等	7～ 8月	ウェブアンケート設問、調査対象者向け留意事項等の内容を交付 その他事前準備等	作業に向けた事前準備等
	9月上旬		調査サイトURLの決定 二次元コードの発行
	9～ 10月	ウェブアンケート画面案、ローデータサンプルの確認(必要に応じて修正事項を指示・指摘)	ウェブアンケート画面案の設計・ローデータサンプルの作成(公取委確認(0)用のIDの発行を含む)
	9～ 10月	確認テストを実施の上、ウェブアンケート画面の最終確定	
調査の実施	11月中	必要に応じて回答状況をチェック	ウェブアンケートの実施 調査対象者が正常にアンケートに回答するために必要な技術的対応(不測の事態に対する対処等) 回収状況の報告
納入等	12月23日 まで	データの受領	アンケート結果の納入
データの消去等	令和5年 1月20日 まで	データ消去証明書の受領	アンケート内容及び結果に関する全てのデータの削除



## 参考：Web画面案

### 公正取引委員会 下請事業者との取引に関する調査

公正取引委員会は、下請取引の公正化を図り、下請事業者の利益を保護するため、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」といいます。)を中小企業庁と協力して運用しています。

このたび、親事業者(下請法上の委託元のことであり、資本関係を有する等の親会社のことではありません。)から提出された下請事業者名簿を基に、貴社に本調査への協力を依頼することとなりましたので、お忙しいところ恐縮ですが、下記の要領にて御協力くださいますようお願いいたします(本調査は、貴社の親事業者に下請法上の問題が認められたか否かにかかわらず実施しているものです。)

貴社がこの調査に協力したこと及び貴社の回答内容について、貴社の親事業者に知らせることは一切ありません。また、貴社の回答内容について、本調査の目的以外に使用することはありませんので、ありのままの事実を回答してください(消費税に関する回答については、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査の情報として使用させていただく場合があります。)。この調査に関して、親事業者から回答内容について指示を受けたり、回答内容の写しを提出するよう求められたりした場合は、下記問い合わせ先まで御連絡ください。

#### 本調査の回答期限等

1. 回答提出期限 令和4年11月30日(水)
2. 留意事項
  - (1) はがきの赤点線枠内に記載してある者が、調査対象の親事業者です。 はがきは調査対象の親事業者ごとに発送していますので、複数のはがきを送付される場合があります。この場合、お手数ですが各親事業者との取引状況についてそれぞれ御回答ください。
  - (2) 調査対象の親事業者と調査対象期間中(令和2年6月から令和3年10月まで)に取引を行っていない場合又は貴社が事業活動を行っていない場合には、回答は不要です。
  - (3) 貴社がこの調査に回答したことにより、「親事業者」が、直ちに下請法違反に問われたり、指導を受けるわけではありません。

#### <問い合わせ先>

公正取引委員会 下請法書面調査事務局(コールセンター)

電話番号 : 03-0000-0000 ※通話料金が掛かります。

受付時間 : 月曜日～金曜日(祝日を除く)

9:30～12:00 13:00～17:30

#### 回答する

※ここをクリックしてログインしてください。

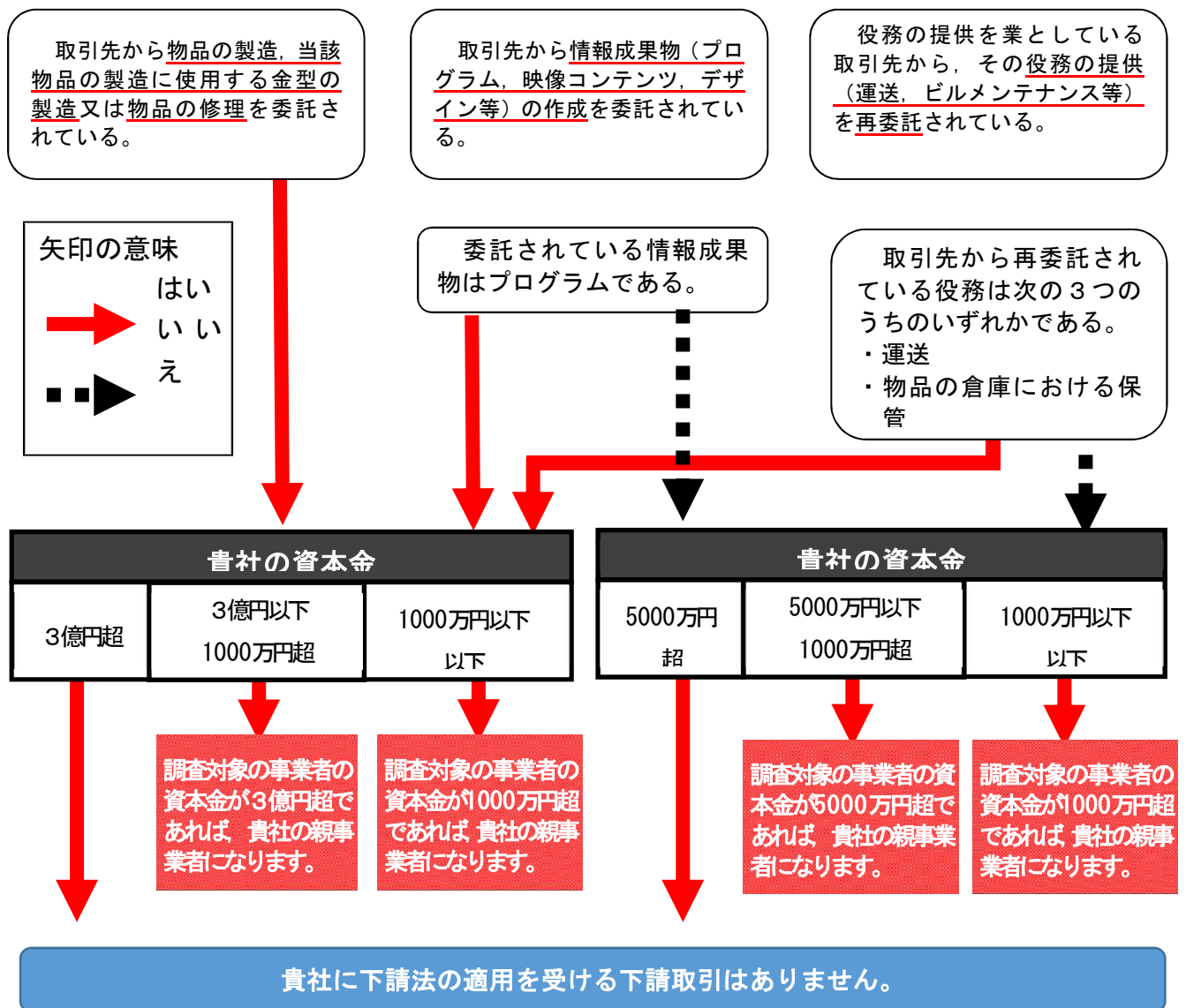
※]]

## 親事業者と下請事業者の範囲

調査対象の親事業者が貴社にとって下請法上の親事業者に該当するか否かは、①取引（委託）の内容、②取引当事者の資本金（出資金等を含みます。以下同じ。）の額の大小という2つの条件により決められています。

網掛の箇所には到達した場合、当該箇所に記載してある資本金の範囲の取引先が貴社の取引先のうちで下請法の適用を受ける親事業者になりますので、設問に回答してください。

取引先の卸・小売業者等から、プライベート・ブランド商品の製造を受ける取引も「物品の製造を委託されている」に該当します。また、取引先からの委託内容が、物品の製造（加工を含む。以下同じ。）、当該物品の製造に使用する金型の製造、物品の修理、情報成果物の作成又は役務の提供のいずれの類型にも該当しない場合には、貴社に親事業者はありません。



※ 資本金の「超」はその金額を含まず、「以下」はその金額を含みます。

【例】「資本金が3億円超」⇒ 資本金額3億円ちょうどを含まない。

「資本金が3億円以下」⇒ 資本金額3億円ちょうどを含む。

## 貴社の概要について

会社名 (個人事業主の場合は個人名)	※公取から予め提供する発送台帳の会社名(又は個人名)を自動入力	
郵便番号	※公取から予め提供する発送台帳の郵便番号を自動入力	
所在地	※公取から予め提供する発送台帳の住所を自動入力	
代表者氏名	※任意	
資本金(出資金)	<input type="checkbox"/> 1,000万円以下 <input type="checkbox"/> 1,000万円超5,000万円以下 <input type="checkbox"/> 5,000万円超3億円以下 <input type="checkbox"/> 3億円超 <input type="checkbox"/> 個人事業主	
回答作成者	所属部署	※任意
	役職	※任意
	氏名	※任意
	電話番号	※任意
	メールアドレス	※任意

## 親事業者との取引について

親事業者名	※公取から予め提供する発送台帳の親事業者名を自動入力	
親事業者の発注窓口(部署名)	※任意	
親事業者からの委託内容	<input type="checkbox"/> 製造委託 <input type="checkbox"/> 修理委託 <input type="checkbox"/> 情報成果物作成委託 <input type="checkbox"/> 役務提供委託	
親事業者との取引年数	年	
親事業者への依存度 (売上高ベース)	%	

## 設問1 発注書面の交付について

親事業者は、下請事業者に発注する際、発注内容、下請代金の額、支払期日等の必要記載事項を全て記載した書面（注文書、契約書等の発注書面。電子メール等を含みます。）を交付する義務があります。親事業者が口頭のみで発注を行った場合（発注書面の不交付）や下請代金の額等の必要記載事項を記載しない発注書面を交付した場合（記載不備）は、下請法違反になります。

**親事業者からの発注及び発注書面について、該当するものを選択してください。（複数回答可）**

- 親事業者は、口頭で発注し、発注の都度、発注書面を交付しなかった。
- 親事業者は、発注の都度、直ちに発注書面を交付しなかった（例えば、納品時、納品後等に交付。）。
- 親事業者は、発注書面に下請代金の額（単価）を記載しなかった（単価表も交付しなかった。）。
- 親事業者は、発注書面に下請代金の支払期日・方法等を記載しなかった（個々の発注書面とは別に、支払期日・方法等を記載した書面も交付しなかった。）。
- 親事業者は、個々の発注書面とは別にあらかじめ単価表や支払期日・方法等について記載した書面を交付しているが、個々の発注書面に、単価表や支払期日・方法等について記載した書面との関連性を記載しなかった。
- 親事業者は、下請代金を手形、一括決済方式又は電子記録債権によって支払っている場合に、発注書面に手形等の金額と満期（一括決済方式の場合はこれらに加えて金融機関名）を記載しなかった。
- 親事業者は、仮単価発注を行った場合に、発注書面に下請代金の額が定められない理由及び正式単価を決める予定期日を記載しなかった。
- 親事業者は、仮単価発注を行った場合に、正式単価の決定後に、正式単価を記載した書面を交付しなかった。
- 親事業者は、納品された物品又は情報成果物（ソフトウェア、映像コンテンツ等）について検査する場合に、発注書面に検査を完了する期日を記載しなかった。
- 親事業者は、物品又は情報成果物（ソフトウェア、映像コンテンツ等）の受領と併せて知的財産権を譲り受ける場合に、発注書面に知的財産権を譲り受ける旨を記載しなかった。
- ①～⑩の事項のいずれにも該当するものがなかった。

## 設問2 下請代金の支払いについて

親事業者は、下請事業者が納品したものについて検査を行うか否かを問わず、納品日（役務の提供日）から起算して60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において定めた支払期日までに、下請代金を全額支払う必要があります。

また、親事業者が下請代金を手形で支払う場合、一般の金融機関で割り引くことが困難な手形を交付することにより、下請事業者の利益を不当に害することは禁止されています。

**親事業者からの支払方法について、該当するものを選択してください。（複数回答可）**

- 親事業者は、貴社が納品（役務を提供）したものについて、納品日（役務の提供日）※から60日（2か月）以内に、下請代金の金額を払う（又は手形を交付する等）制度を採っていない（例1、例2）。

※分割して納品した場合には、それぞれの納品日から起算します

- 親事業者は、貴社が請求書を提出する時期が遅かったとして、支払期日までに下請代金を支払わなかった。
- 親事業者は、受入検査に日数を要したとして、支払期日までに下請代金を支払わなかった。
- 親事業者は、親事業者の内部での事務処理が遅れたとして、支払期日までに下請代金を支払わなかった。
- 親事業者は、支払期日が金融機関の休業日の場合に、貴社との書面による合意なしに、金融機関の翌営業日に下請代金を支払った。
- 親事業者は、手形期間が120日（4か月）（繊維製品に係る取引の場合は90日〔3か月〕）を超える手形を交付した。
- 親事業者が交付した手形について、一般の金融機関に割引を依頼したが、割引を受けることができなかった、又は、割引を受けるに当たって担保を提供させられ若しくは過大な割引料を請求された。
- ①～⑦の事項のいずれにも該当するものがなかった。

### 設問3 下請代金の額の決定方法について

< 中 略 >

### 設問14 自由記載について

調査対象の親事業者との取引に関して回答に対する補足説明、設問の選択肢以外に不利益を被った事例がある場合、調査対象外の親事業者との取引に関して記載したい内容がある場合、記載してください（親事業者の名所及び所在地も記載してください）。